

男鹿市規則第 1 1 号

男鹿市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市国民健康保険税条例施行規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～3 （略） 4 条例附則第19項に規定する規則で定める期限は、 <u>令和6年3月31日</u> （市長において、災害、その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない）とする。 5 （略）	附 則 1～3 （略） 4 条例附則第19項に規定する規則で定める期限は、 <u>令和5年3月31日</u> （市長において、災害、その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない）とする。 5 （略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。